

議案第91号

養父市下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
養父市下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例

養父市下水道使用料徴収条例（平成16年養父市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第2条中「金額に100分の108を乗じて得た額」を「金額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行し、令和元年11月分使用料（令和元年10月検針から令和元年11月検針までの水量）から適用する。

議案第91号 養父市下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(使用料)</p> <p>第2条 汚水を排水処理施設に排除してこれを使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の維持管理に要する費用として、別表により算出した<u>金額に100分の108を乗じて得た額</u>を納めなければならない。ただし、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 汚水を排水処理施設に排除してこれを使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の維持管理に要する費用として、別表により算出した<u>金額並びにその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額</u>を納めなければならない。ただし、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>